貨物自動車運送事業法令試験の実施結果について (令和6年9月13日実施分)

【合格者受験番号】

大95	大96	大97	大98	大99	大100	大101	大102	大103	大105
大106	大107	大108	大109	京34	京35	京36	京37	滋12	滋15
和13	兵45	兵56	兵57	兵58	兵59	兵60	兵61	兵62	兵63
兵64	兵65	兵67							

- ※受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。
- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題

(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時
令和
年
月
日

申請者名(法人名)

</td

I. 次の問題の文章で正しいものにはOを、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車 (三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であっ て、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問題2 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しくいさい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しようと努めなければならない。

()

問題3 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

()

問題4 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなけれ ばならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う 指導に従わなければならない。

)

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題

(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和	年	月	日	
申請者名(法人名)				
受験者の氏名				

I. 次の問題の文章で正しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車 (三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であっ て、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(x)

問題2 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しくいさい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しようと努めなければならない。

(x)

問題3 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(O)

問題4 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなけれ ばならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う 指導に従わなければならない。

(0)

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行するために必要なもの

()

問題6 【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問題7 【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三 十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問題8 【貨物自動車運送事業法】(貨物軽自動車運送事業)

貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を最寄りの警察署に届け出なければならない。当該届出をした者が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

()

問題9 【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

()

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

- 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより納付義務を負う保険 料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行するために必要なもの

(O)

問題6 【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。

 (\times)

問題7 【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三 十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(O)

問題8 【貨物自動車運送事業法】(貨物軽自動車運送事業)

貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を最寄りの警察署に届け出なければならない。当該届出をした者が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

(x)

問題9 【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(O)

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための事業用自動車を配置しておかなければならない。

()

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

()

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

()

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から三年間保存しなければならない。

()

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、荷主に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための事業用自動車を配置しておかなければならない。

(x)

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

(O)

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

(x)

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から三年間保存しなければならない。

(x)

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、荷主に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために 必要な措置を講じなければならない。

 (\times)

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車 運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況 の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令 に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導 及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに 指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年 間保存しなければならない。

()

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は公安委員会が告示で定める運行の管理に関する講習であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により公安委員会の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。

()

問題17 【道路運送法】(有償旅客運送の禁止)

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

()

問題18 【道路運送車両法】(使用者の点検及び整備の義務)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

()

問題19 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車について、六月ごとに国土交 通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車 運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況 の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令 に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導 及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに 指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年 間保存しなければならない。

(O)

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は公安委員会が告示で定める運行の管理に関する講習であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により公安委員会の認定を受けたものを下した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。

 (\times)

問題17 【道路運送法】(有償旅客運送の禁止)

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(O)

問題18 【道路運送車両法】(使用者の点検及び整備の義務)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(O)

問題19 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車について、六月ごとに国土交 通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(x)

問題20 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

()

問題21 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

()

問題22 【道路交通法】(進路の変更の禁止)

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行して くる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、車両の動静 に十分に注意して進路を変更しなければならない。

()

問題23 【道路交通法】(過積載車両に係る措置命令)

警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

()

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、親事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

()

問題20 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

(O)

問題21 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

(x)

問題22 【道路交通法】(進路の変更の禁止)

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行して くる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、車両の動静 に十分に注意して進路を変更しなければならない。

(x)

問題23 【道路交通法】(過積載車両に係る措置命令)

警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

(0)

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、親事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(x)

Ⅱ. 次の問題の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し命ずることができる事項について誤っている事項はどれか。次のア~ウから一つ選び、()内に記入しなさい。

)

- ア. 社名を変更すること。
- イ. 事業計画を変更すること。
- ウ. 運送約款を変更すること。

問題26 【貨物自動車運送事業法】(事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画の変更の届出)

> 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める軽 微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通 大臣に届け出なければならないが、その軽微な事項に関する事業計画の変更 に該当するものを次のア〜ウから1つ選び、()内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ、自動車車庫の位置及び収容能力の変更

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者等台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、一定の様式の運転者等 台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければな らないが、次のア〜ウのうち、運転者等台帳に記載すべき事項等について正 しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

ア.運転者等の氏名、生年月日及び住所 () イ雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日 () ウ運転者等の家族状況 ()

問題28 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)、【自動車事故報告規則】(定義)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、次のア〜ウについて、自動車事故報告書を提出しなければならない事故として、正しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの ()
- イ. 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の 運行を継続することができなくなったもの
- ウ. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの (

Ⅱ. 次の問題の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し命ずることができる事項について誤っている事項はどれか。次のア~ウから一つ選び、()内に記入しなさい。

- ア. 社名を変更すること。
- イ. 事業計画を変更すること。
- ウ. 運送約款を変更すること。

(ア)

問題26 【貨物自動車運送事業法】(事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画の変更の届出)

> 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める軽 微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通 大臣に届け出なければならないが、その軽微な事項に関する事業計画の変更 に該当するものを次のア〜ウから1つ選び、()内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更

(1)

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者等台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、一定の様式の運転者等 台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければな らないが、次のア〜ウのうち、運転者等台帳に記載すべき事項等について正 しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

ア.運転者等の氏名、生年月日及び住所 (○) イ.雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日 (○) ウ.運転者等の家族状況 (×)

問題28 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)、【自動車事故報告規則】(定義)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、次のア〜ウについて、自動車事故報告書を提出しなければならない事故として、正しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの (〇)
- イ. 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の 運行を継続することができなくなったもの
- ウ. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの (〇)

	貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。			
	ア. 勤務終了後、継続十時間以上の休息期間を与えるよう努めることを 基本とする。	(
	イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束 時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十八時間とすること。	(
問題30	【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)			
	一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送を除く)は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期を次のア〜オから正しいものをそれぞれ1つ選び、()内に記入しなさい。			
	1 事業報告書	(
	2 事業実績報告書	(
	ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内 イ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後八十日以内 エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年三月三十 一日まで オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内			

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】(貨物自動車運送事業に

従事する自動車運転者の拘束時間等)

問題29

問題29 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】(貨物自動車運送事業に 従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには〇を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続十時間以上の休息期間を与えるよう努めることを (×) 基本とする。
- イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束 時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十八時間とすること。 (×)

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送を除く)は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期を次のアーオから正しいものをそれぞれ1つ選び、()内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 (オ)
- 2 事業実績報告書 (イ)
- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- イ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後八十日以内
- エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年三月三十 一日まで
- オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の 令和6年9月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和6年9月	35	33	94.3%